

2022年2月10日

厚生労働大臣  
後藤 茂之 殿

U A ゼンセン  
会長 松浦 昭彦  
(公印省略)

## 雇用調整助成金の特例措置の延長等に関する要請

現在、35都道府県に対し適用されているまん延防止等重点措置により、営業制限や人流抑制を受けている飲食、ホテル、旅行、百貨店、アパレルなどの業種の経営状況は一段と厳しさを増しています。そのため、4月以降に雇用調整助成金の特例措置が縮減された場合には、需要回復が不十分な業種や企業で、新卒者の本採用拒否や有期契約労働者の雇い止めあるいは希望退職募集などの雇用調整が発生する恐れがあり、正常化の途上にある日本経済に悪影響を与えることを危惧しております。

また、新たな変異株による感染急増の影響によって、保育園や小学校等の臨時休校が相次いでおります。企業が小学校休業等対応助成金を活用しないため、通常の年次有給休暇や欠勤によって仕事を休まざるをえない保護者から当方に相談が寄せられております。

以上を踏まえ、下記の通り要請致しますので、善処していただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 雇用調整助成金の特例措置の延長

- (1) 雇用調整助成金の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の終息が確実に見通せるまで、助成率や上限額など現行の原則的な措置や地域特例・業況特例を4月以降も延長すること。また、業況特例における生産指標について、需要の回復しない業種に対しては要件を緩和すること。
- (2) 雇用調整助成金や産業雇用安定助成金を含めた雇用保険の財源確保のため、雇用保険特別会計の国庫負担割合を原則に戻すことや一般財源の投入など、必要な措置を講じること。

#### 2. 小学校休業等対応助成金の周知強化と本人申請要件の緩和

- (1) 小学校休業等対応助成金の積極的な活用と特別有給休暇制度の整備に向けた企業への周知強化を行うこと。
- (2) やむをえず本人が助成金を直接申請する場合には、企業の休業証明を省略する等、要件を緩和すること。

以上